

3 給与の適正化

団体名 坂井市

項目	直近の適正化の内容及び時期	集中改革プランにおける適正化の内容及び目標時期
1 不適正な昇給運用の是正	・勤続20年時における昇給制度を廃止(H18.3.20) ・退職予定・退職時特別昇給制度を廃止(H18.3.20)	
2 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し		
3 退職手当の支給率の見直し		
4 諸手当の総点検の実施	・公金出張徴収手当、児童福祉施設手当、社会福祉業務手当、自動車運転業務手当、死体処理作業手当、汚物処理作業手当を廃止(H18.3.20) ・細菌検査作業従事手当・下水マンホール内作業従事手当を廃止(H20.4.1) ・放射線取扱作業従事手当を見直し(H20.4.1)	・特殊勤務手当の検討・見直し(20年度)
(1) 特殊勤務手当の適正化		
(2) その他の手当の適正化		
5 技能労務職の給与の見直し	・技能労務職給料表を適用(一部職員)(H18.3.20)	
6 その他		

(参考) 給与構造・退職手当構造の見直しについて

1 給与構造の見直しの実施時期

平成18年4月1日

平成18年度中(平成18年4月1日を除く)

平成19年度

検討中・その他

2 退職手当の構造見直しの実施時期

平成18年4月1日

平成18年度中(平成18年4月1日を除く)

平成19年度

検討中・その他